

令和3年第1回稲沢市農業委員会総会会議録

令和3年1月25日 産業会館大会議室

出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	近藤 晴義	2番	堀田 正彦
3番	櫻井 二子	4番	吉田 高雄
		6番	永井 龍右
7番	杉村 由幸	8番	瀧 信義
9番	山田 英茂	10番	長谷川 淳一
13番	浅野 早苗	14番	太田 道雄
15番	渡邊 晃一	16番	田中 倫雄
17番	近藤 豊光	18番	野村 高司
19番	竹田 八重子		

欠席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
5番	永井 伸治	11番	後藤 広高
12番	山内 則彦		

【事務局】出席者

局長	山崎 克己	主幹	村井 宏行
主事	野村 諒		

【農務課】出席者

主幹	川口 善徳		
----	-------	--	--

**【事務局】**

定刻前ですが、皆様お集まりいただいておりますので、始めさせていただきます。  
本日も会議開催にあたりましてはマスクの着用、会議時間の短縮等を施し、実施して参りますので、ご協力いただきますよう事務局からお願い申し上げます。  
なお、この後の会議については着座にて進めさせていただきたいと考えておりますので、御了承いただきますようお願いいたします。  
それでは只今から、令和3年第1回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。  
本日の欠席委員は、永井伸治委員、後藤広高委員、山内則彦委員の3名でございます。なお、総会の議長につきましては、農業委員会法第5条第3項の規定に基づき「会長は会務を総理する」こととなっておりますので、近藤会長、議事進行をよろしく申し上げます。

**【会長】**

皆さん、こんにちは。新年を迎え、大変お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。本年も健康に留意され、農業委員会活動にお力添えくださいますよう、お願いいたします。  
それでは、ただいまから令和3年第1回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。  
本日の出席委員は16人であり、会議の成立を認めます。  
これより本日の会議を開きます。  
本日の日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。  
これより日程に入ります。  
日程第1議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は当席において、8番瀧信義君、9番山田英茂君を指名いたします。  
次に日程第2議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

総会提出議案2ページをお願い致します。  
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について。  
農地法第3条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出会長名でございます。  
まず所有権移転の案件です。3ページをお願いいたします。

番号1番と2番、併せて説明いたします。  
(番号1申請地、地目、地積、申請内容朗読)  
(番号2申請地、地目、地積、申請内容朗読)  
番号1番、2番いずれも売買での所有権移転です。

受人は、番号1番、2番の申請地に隣接する自己所有地があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得するものです。

受人は現在12,089㎡の農地を経営しており、個人で年間200日、世帯では年間400日農業に従事しています。

(番号3申請地、地目、地積、申請内容朗読)

受人は申請地に隣接する自己所有地があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得するものです。

受人は現在2,241㎡の農地を経営しており、個人で年間150日農業に従事しています。

(番号4申請地、地目、地積、申請内容朗読)

受人は、安定した農業経営をするため、規模拡大し、申請地を取得するものです。

受人は現在401,923㎡の農地を経営しており、個人で年間250日、世帯では700日農業に従事しています。

次の番号5番は、番号13番と併せて説明いたします。

(番号5申請地、地目、地積、申請内容朗読)

遺贈での所有権移転です。

(番号13申請地、地目、地積、申請内容朗読)

令和3年2月1日～令和8年1月末日までの5年間、使用貸借権を設定するものです。

受人は、今回の申請で農地を取得、貸借することにより、新たに就農するものです。

譲受人は今回の申請で2,101㎡の農地を経営することとなり、個人で年間120日、世帯で180日農業に従事する計画です。

(番号6申請地、地目、地積、申請内容朗読)

受人と渡人は同一世帯にあり、基幹従事者へ贈与するものです。

受人は現在2,038㎡の農地を経営しており、個人で年間150日農業に従事しています。

(番号7申請地、地目、地積、申請内容朗読)

登記地目は田となっていますが、現況は畑です。

受人は申請地に隣接する自己所有地があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得するものです。受人は現在40,317㎡の農地を経営しており、個人で年間150日、世帯では年間400日農業に従事しています。なお、この申請は渡人が亡くなっているため、相続財産管理人である弁護士が代理者となって申請しています。

次の8番から10番まで併せて説明いたします。

(番号8～10番申請地、地目、地積、申請内容朗読)

いずれも売買による所有権移転になります。

受人は、経営規模拡大するため、農地を取得するものです。

受人は現在13,809㎡の農地を経営しており、個人で年間150日農業に従事しています。

4ページになります。ここからは権利設定になります。

(番号11申請地、地目、地積、申請内容朗読)

令和3年1月25日から5年間の賃借権の設定です。受人は申請地を賃借し、規模を拡大するものです。受人は現在5,333㎡の農地を経営しており、個人で年間150日、世帯で300日農業に従事しています。

(番号12申請地、地目、地積、申請内容朗読)

令和3年2月1日から10年間の賃借権の設定です。受人は申請地を賃借し、規模を拡大するものです。

受人は現在2,038㎡の農地を経営しており、個人で年間150日農業に従事しています。

番号13は先に説明しましたので、5ページ総括表をお願いいたします。

申請件数は合計13件、移動の土地は、田5筆、2,830㎡、畑11筆、6,609㎡、合計9,439㎡です。

以上13件につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第3条第2項・3項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしております。以上です。

#### 【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第3議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

#### 【事務局】

6ページをお願いします。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてです。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

農地区分の詳細説明は、別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願いします。先に所有権移転案件から説明させていただきます。7ページをお願いします。

(番号1申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

(番号2申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

(番号3申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

(番号4申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは来客用駐車場を設置します。事業所は申請地の北側に隣接しています。農地区分は第3種農地です。

(番号5申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは入居者用駐車場を設置します。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため許可要件を満たします。

(番号6申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは従業員用駐車場及び資材置場を設置します。農地区分は第2種農地です。8ページをお願いします。ここからは権利設定の案件です。

(番号7申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは従業員用駐車場を設置します。診療所は申請地の西側に隣接しています。農地区分は第2種農地です。

(番号8申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは来客用駐車場を設置します。店舗は申請地の東側に隣接しています。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため許可要件を満たします。

(番号9申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは店舗及び駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。

(番号10申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

(番号11申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

(番号12申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

10 ページ総括表をお願いします。5 条の申請件数は 12 件、転用の土地田 15 筆、2,977 m<sup>2</sup>、畑 9 筆、2,582 m<sup>2</sup>、合計 5,559 m<sup>2</sup>です。

以上 5 条申請 12 件につきましては、立地条件および一般条件ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

#### 【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 4 議案第 3 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

#### 【事務局】

総会提出議案 11 ページをお願い致します。

議案第 3 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 2 項の規定による農用地利用集積計画を次のとおり受理したので、同条第 1 項の規定により農業委員会の議決を求める。

本日付け提出、会長名でございます。

今月は、農地の所有者と耕作者が直接契約を結ぶ相対の案件と、農地中間管理機構である、愛知県農業振興基金が農地を借り受ける案件の 2 種類がございます。

12 ページをお願いします。こちらは、農地の所有者と耕作者が直接契約を結ぶ相対の案件になります。

(所有者、耕作者、申請地を朗読)

賃借権の設定は35筆、使用貸借権の設定は1筆です。

貸借期間は令和3年2月11日から令和8年2月10日までが1筆、令和3年2月11日から令和13年2月10日までが35筆になります。

15ページをお願いします。

こちらは、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金が農地を借り受ける、農用地利用集積計画になります。

(所有者、愛知県農業振興基金、申請地を朗読)

賃借権の設定は136筆、使用貸借権の設定は3筆です。

貸借期間は全て令和3年3月1日から令和13年12月31日までになります。

25ページ総括表をお願い致します。田171筆、113,426㎡、畑4筆、1,698㎡、合計175筆、115,124㎡になります。

これら利用集積の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、利用権の設定をすることに差し支えないものと判断します。以上です。

#### 【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第5議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画に対する意見聴取について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

#### 【事務局】

総会提出議案26ページをお願い致します。

議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による、農用地利用配分計画に対する意見聴取について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の規定による農用地利用配分計画を次のとおり受理したので、同法第19条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。

本日付け提出、会長名でございます。

27ページをお願い致します。

こちらの案件につきましては、先ほどの集積計画の中で中間管理機構が借り受けた農地に

ついて耕作者へ配分する計画となります。

(愛知県農業振興基金、耕作者、申請地を朗読)

賃借権の設定は136筆、使用貸借権の設定は3筆です。

貸借期間は全て令和3年3月1日から令和13年12月31日までになります。

37ページ総括表をお願いいたします。田136筆、89,437㎡、畑3筆、703㎡、合計139筆、90,140㎡になります。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議事参与の制限により、永井龍右委員、杉村由幸委員、瀧信義委員は、採決に加わることができませんので、よろしく申し上げます。

議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画に対する意見聴取について、異議ないことを稲沢市長へ報告することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、異議ないことを稲沢市長へ報告することに決しました。

以上で本日の日程は、終了いたしました。

長時間、御審議ありがとうございました。その他委員の皆様から何かございますか。よろしいですか。

これをもちまして、令和3年第1回稲沢市農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時18分閉会

令和 年 月 日

会長

近藤 晴義

8番委員

瀧 信義

9番委員

山田 英茂